定期の認証維持審査申請書

**日付は全て西暦でご記入下さい。**

**（この吹き出しは全て消してご提出下さい）**

　　　　年　　月　　日

一般財団法人　日本建築総合試験所

　理事長　　上谷　宏二　　 殿

**代表者の役職名について、認証書に記載されている役職名と整合させて下さい。また、認証書の修正が必要な場合は申し出て下さい。**

〒

社印

**日本国外の場合は第３７条第１項としてください。**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

産業標準化法第３０条第１項の規定に基づき、下記のとおり表示の認証を継続したいので、別紙書類を添えて申請します。なお、申請書・添付書類の記載情報については事実と相違ありません。また、「製品認証システム説明書」に記載された事項を遵守し、認証申請に係る必要な全ての情報を提供することに同意いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| （１）認証工場名 | （ふりがな） |
|  |
| （２）所在地 | （ふりがな） |
| 〒　　　　　　　　　　　　　（TEL:　　　　　　　　） |
| （３）認証番号（認証日） | 　　ＧＢ　　　　　　　　　　　（　　　　年　　月　　日） |
| （４）鉱工業品の名称 | 　 |
| （５）日本産業規格の番号及び名称並びに等級又は種類 |  |
| （６）認証の区分 |  |
| （７）適用する品質管理体制の基準の種類 | 　基準（　　　　　） |
| （８）品質管理責任者の氏名・役職及び連絡先 | 氏　名（役　職） | 　　　　　　　（　　　　　　） |
|
|
| 連　絡　先 | ＴＥＬ：　ＦＡＸ： E-MAIL： |
|
|

**添　　　付　　　書　　　類**

|  |  |
| --- | --- |
| 認　証　取　得　者　：所　　　 在 　　　地：電 話 番 号 （本社）：F A X 番 号 （本社）：工 場 名又は事業所名：所　　　 在　　　 地： |  |
| 〒 |
|  |
| 　　　　　　　　　　　　　 |
| 　　　　　　　　　　　　 資本金：　　　 　万円　 |
| 〒 |

**前回の認証審査が初回審査の場合は、「認証後」として下さい。（この吹出しは消してご提出下さい）**

目　次

 ページ

1. 前回の定期の認証維持審査後における

ＪＩＳマーク製品に関する品質管理実施状況等報告書　------------

２．定期の認証維持審査を受ける鉱工業品に係る工場又は事業場に関する事項

（１）審査を受ける工場又は事業場の経歴 --------------------------------

（２）審査を受ける工場又は事業場の配置図 ------------------------------

（３）審査を受ける工場又は事業場の従業員数 ----------------------------

（４）審査を受ける工場又は事業場の組織図 ------------------------------

（５）審査を受ける鉱工業品に係る社内規格一覧表 ------------------------

（６）審査を受ける鉱工業品の工程の概要図 ------------------------------

３．定期の認証維持審査を受ける鉱工業品の種類　-----------------------------

４．定期の認証維持審査を受ける鉱工業品、その包装等に付す表示の態様 ------

５．定期の認証維持審査を受ける鉱工業品に係る品質管理責任者に関する事項　--

（品質管理責任者の資格に関わる証明書のコピー添付）

６．認証書のコピー（認証書別紙も含む）　----------------------------------

７．製品試験に係る「外部試験機関評価チェックリスト」　----------------------

８．他法令適合性等誓約書　　----------------------------------------------

**ページを忘れずに記載して下さい。（この吹出しは消してご提出下さい）**

**第三者試験機関で製品試験を実施する場合、チェックリストの記入は不要です。（この吹出しは消してご提出下さい）**

**前回の認証審査が初回審査の場合は、「認証後」として下さい。（この吹出しは消してご提出下さい）**

**1．前回の定期の認証維持審査後における**

**JISマーク製品に関する品質管理実施状況等報告書**

（　　　　　（鉱工業品名）　　　　　）

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 品質管理等の実施状況 |
| １）製品の生産状況 | 過去３年間のJISマーク製品の生産実績。（付表－１参照） |
| ２）JISマーク製品の品質特性 |  |
| (1)外観 |  |
| (2)形状・寸法 |  |
| ③性能 |  |
| ３）品質管理責任者の変更の有無 | [ ]  有り　変更届（提出済み・未提出）[ ]  なし |
| a）技術的生産条件およびその他変更の有無 | [ ]  有り（表－３参照）[ ]  なし**前回の認証審査が初回審査の場合は、「初回認証審査」として下さい。（この吹出しは消してご提出下さい）** |
| b）前回の定期の認証維持審査および臨時の認証維持審査における指摘事項とその是正処置の状況 | [ ]  指摘事項有り（表－４参照））[ ]  指摘事項なし |
| c）苦情処理の状況 | [ ]  苦情有り（表－５参照）[ ]  苦情なし |

付表－1　JIS規格品の生産実績

付表－1.1　　　　　年　　月～　　　　年　　月　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：　）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| － | 種類 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 合計 |
| ＪＩＳマーク製品 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

付表－1.2　　　　　年　　月～　　　　年　　月　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：　）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| － | 種類 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 合計 |
| ＪＩＳマーク製品 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

付表－1.3 　　　　年　　月～　　　　年　　月　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：　）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| － | 種類 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 合計 |
| ＪＩＳマーク製品 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

付表－2　代表的な製品の3年間の試験結果

|  |
| --- |
| **グラフ又は表等でまとめた試験結果を添付****（複数ページにまたがっても可）** |

表－3　技術的生産条件等その他変更履歴

付表－3.1技術的生産条件等変更履歴

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 届出年月日 | 回答年月日 | 変更内容 | 備　考 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

付表－3.2　申請書・添付書類変更届あるいは製品認証範囲変更届履歴

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 届出年月日 | 回答年月日 | 変更内容 | 備　考 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

付表－４　前回の定期の認証維持審査および臨時の認証維持審査指摘事項確認表

**前回の認証審査が初回審査の場合は、「初回認証審査」として下さい。（この吹出しは消してご提出下さい）**

**前回の認証審査が初回審査の場合は、「初回認証審査」として下さい。（この吹出しは消してご提出下さい）**

＜前回の定期の認証維持審査＞

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 工　場審　査年月日 | 是正処置提　出年月日 | フォローアップ審　査年月日 | 認　証年月日 | 指摘内容 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |

＜臨時の認証維持審査（実施した場合のみ記載）＞

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 工　場審　査年月日 | 是正処置提　出年月日 | フォローアップ審　査年月日 | 承　認年月日 | 指摘内容 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |

**実施していない場合は表ごと消して下さい。（この吹出しは消してご提出下さい）**

付表－５　苦情処理の状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 苦情受付年月日 | 苦情処置完　了年月日 | 苦情内容 | 処理内容 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

**２. 定期の認証維持審査を受ける鉱工業品に係る工場又は事業場に関する事項**

**（１）審査を受ける工場又は事業場の経歴（JIS認証取得以降）**

現在に至る

|  |  |
| --- | --- |
| 工場名 |  |
| 認証区分 |  |
| 認証日 |  |
| 認証番号 |  |

 他工場に関する概要

**（２）審査を受ける工場又は事業場の配置図**

**（ａ）最寄駅と申請工場の関係**

|  |  |
| --- | --- |
| 　最寄り駅 |  |
| 　利用交通機関 |  |  |
| 　所要時間（距離） |  |  |

**この余白に最寄り駅から工場までを、分かり易く図示して下さい。地図のコピーをご利用頂いても結構です。**

**（ｂ）申請工場の配置図**

（　　　　年　　月　　日現在）

|  |
| --- |
| **配　置　図　を　添　付** |

**（３）審査を受ける工場又は事業場の従業員数**

**※１社１工場の場合の記載例**

（　　　　年　　月　　日現在）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区 　分 |  |  |  |  |  |  | 計 |
| 従業員数(臨時従業員数の内数) |  |  |  |  |  |  |  |

**※工場等が複数の場合の記載例**

 **（ａ）企業全体の従業員数**

（　　　　年　　月　　日現在）

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 従 業 員 数（臨時従業員数の内数） |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 計 |  |

**（ｂ）申請工場（　　工場）の従業員数**

（　　　　年　　月　　日現在）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区 　分 |  |  |  |  |  |  |  |
| 従業員数(臨時従業員の内数) |  |  |  |  |  |  |  |

**（４）審査を受ける工場又は事業場の組織図**

**※１社１工場の場合**

（　　　　年　　月　　日現在）

**※工場等が複数の場合**

**（ａ）本社と申請工場（　　　工場）との関係**

（　　　　年　　月　　日現在）

**（ｂ）申請工場（　　　工場）の組織図**

（　　　　年　　月　　日現在）

**（５）審査を受ける鉱工業品に係る社内規格一覧表**

|  |
| --- |
|  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

**（６）審査を受ける鉱工業品の工程の概要図**

|  |
| --- |
| **社内規格の工程概要図を添付** |

**３．定期の認証維持審査を受ける鉱工業品の種類**

|  |  |
| --- | --- |
| 認証の区分 | 製品の種類 |
|
|  |  |
|  |  |

**４．定期の認証維持審査を受ける鉱工業品、その包装等に付す表示の態様**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 日本産業規格の番号、名称及び 等級又は種類 | 表示を付す鉱工業品の単位 | 表示場所 | 表示の方法 及び付記の方法 | 表示事項及び付記事項 |
|
|
|  |  |  |  | JISマーク |  |
| 一般財団法人 日本建築総合試験所の略称及び認証番号 |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |  | JISマーク |  |
| 一般財団法人 日本建築総合試験所の略称及び認証番号 |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| － |  |  |

**５．****定期の認証維持審査を受ける鉱工業品に係る品質管理責任者に関する事項**

**（１）品質管理責任者の氏名、生年月日、職名及び最終学歴**

**（２）品質管理責任者の認証を受けようとする鉱工業品の製造に必要な技術に関する実務経験**

**（３）品質管理責任者の標準化及び品質管理に関する実務経験及び専門知識の修得状況**

|  |  |
| --- | --- |
|  事　項 |  内　　　　　　　容 |
|  (1)（ふりがな）　　氏　　　名 |  （姓）  |  （名）  |
|  (2)生年月日 |  |
|  (3)職　　名 |  |
|  (4)最終学歴 |  |
|  (5)認証を受けようとする鉱工業品の製造に必要な技術に関する実務経験 |
|  | 通算経験年数　　年 |  |
|  |  企　業　名 |  所　属　部　署 |  　　 期　　　間 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  (6)標準化及び品質管理に関する実務経験 |
|  | 通算経験年数　　年 |  |
|  |  企　業　名 |  所　属　部　署 |  　　 期　　　間 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  (7)標準化及び品質管理に関する専門知識の修得状況（次のイ、ロ、ハ、ニの該当する箇所に記入すること。） イ．大学において履修 |
|  |  　大　学　名 |  学　部　学　科　名 |  卒業年度 |  　 履　修　科　目 |  |
|  －  |  － |  －  |  － |
|  ロ．短期大学又は高等専門学校において履修 |
|  |  　学　校　名 |  　学　　科　　名 |  卒業年度 |  　 履　修　科　目 |  |
|  － |  － |  －  |  － |
|  ハ．講習会等の課程を修了 |
|  |  講習会等実施機関名 |  　受　講　期　間 |  　 　　 講習会（コース）名 |  |
|  |  |  |
|  ニ．その他の方法で修得　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

|  |
| --- |
| **品質管理責任者の資格に関わる****証明書のコピー添付** |

|  |
| --- |
| **認証書のコピーを添付** |

|  |
| --- |
| **認証書別紙のコピーを添付** |

**第三者試験機関において製品試験を実施する場合、このチェックリストの提出は不要です。（この表は消してご提出下さい）**

製品試験の実施に係る『外部試験機関評価チェックリスト』

【審査員の立会あり】

1. このチェックリストは，JIS認証に係る製品試験を実施する場合，JIS Q 17025への適合性を確認するものです。
2. 申請者はこのチェックリストで自己評価を行い，添付書類として申請書とともに提出して下さい。
3. 提出されたチェックリストは，当センター技術審査員が内容を確認し，要求に対して不適合がある場合は改善を求めます。
4. このチェックリストは，申請者の工場で当センターの審査員が適合性評価を行う際にも使用します。したがって，「審査員記入欄」には何も記入しないで下さい。
5. 「申請者記入欄」には，要求事項を満たしている場合は「Y」を，満たしていない場合は「N」を記入して下さい。「Y」の場合はその根拠（例えば社内規格の名称と該当ページ等）を併記して下さい（記入例参照）。
6. JIS Q 17025において，文書化することが要求されている箇所を赤字下線で示しています。

　　　　　　　【記入例】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 申　　請　　者記　　入　　欄 |  |
|  | (例)Ｙ製品規格 P8 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 試験所(工場)の概要 | 試験所(工場)名 |  |
| 所　在　地 |  |
| 試験従事者名 |  |
| 試験の項目及びJIS番号 |  |
| 試験設備リスト |  |
| 試験所(工場)による事前調査 | 調査日 | 　　　　年　　月　　日 | 調査者氏　名 |  |
| GBRCによる調査 | 調査日 | 　　　　年　　月　　日 | 調査者氏　名 |  |

| ISO/IEC 17025：2017（JIS Q 17025：2018）の要求事項 | 申請者記入欄 | 審査員記入欄 |
| --- | --- | --- |
| 審査員による確認項目 | 判定 |
| 6 資源に関する要求事項／6.2 要員 |
| 6.2.1 | 　ラボラトリ活動に影響を与え得る，ラボラトリの内部又は外部の全ての要員は，公平に行動し，力量をもち，ラボラトリのマネジメントシステムに従って業務を行わなければならない。 |  | □全ての要員が，公平に行動し，力量をもち，手順に従って業務が行われている。 |  |
| 6.2.2 | 　ラボラトリは，学歴，資格，教育・訓練，技術的知識，技能及び経験に関する要求事項を含め，ラボラトリ活動の結果に影響を与える各職務に関係する力量要求事項を文書化しなければならない。 |  | □各職務の力量要求事項を文書化している。 |  |
| 6.2.5  | 　ラボラトリは，次の事項に関する手順をもち，記録を保持しなければならない。a)力量要求事項の決定b)要員の選定c)要員の教育・訓練d)要員の監督 e)要員への権限付与f)要員の力量の監視 |  | 次の要員に関する手順と記録を保持している。□力量評価の基準□選定□教育・訓練□監督□権限付与□定期的な力量評価 |  |
| 6.3 施設及び環境条件 |
| 6.3.1  | 　施設及び環境条件は，ラボラトリ活動に適するものでなければならない。また，結果の妥当性に悪影響を及ぼしてはならない。注記　結果の妥当性に悪影響を及ぼし得る影響には，微生物学的汚染，ほこり，電磁障害，放射線，湿度，電力供給，温度，騒音及び振動が含まれるが，これらに限定されない。 |  | □施設及び環境条件はJISを満足し，試験の実施に適している。□悪影響を与えないよう管理している。 |  |
| 6.3.2  | 　ラボラトリ活動の実施に必要な施設及び環境条件に関する要求事項を文書化しなければならない。 |  | □施設及び環境条件の要求事項を明確に文書化している。 |  |
| 6.3.3  | ラボラトリは，該当する仕様書，方法若しくは手順書に従い，又は環境条件が結果の妥当性に影響を及ぼす場合には，環境条件を監視し，制御し記録しなければならない。 |  | □環境条件を監視，制御，記録している。 |  |
| 6.3.4 | 　施設を管理するための手段を実施し，監視し，定期的に見直さなければならない。これらの手段には，次の事項が含まれなければならないが，これらに限定されない。a)ラボラトリ活動に影響を及ぼす区域への立入り及びこれらの区域の使用b)汚染，干渉又はラボラトリ活動への悪影響の防止c)両立不可能なラボラトリ活動が行われる区域間の効果的な分離 |  | □手順に従い施設を管理している。□試験に影響を及ぼさないよう立入り・使用制限等を講じている。 |  |
| 6.3.5 | ラボラトリが自身の恒久的な管理下にない場所又は施設でラボラトリ活動を実施する場合は，この規格の施設及び環境条件に関する要求事項が満たされることを確実にしなければならない。 |  | □恒久的管理下にない施設（（例えば借用施設等）においても，この規格の要求事項を満たすよう管理している。 |  |
| 6.4 設備 |
| 6.4.1  | ラボラトリは，ラボラトリ活動の適正な実施に必要で，かつ，結果に影響を与え得る設備(これには測定装置，ソフトウェア，測定標準，標準物質，参照データ，試薬及び消耗品又は補助的器具を含む設備が，これらに限定されない)が利用可能でなければならない。注記1標準物質及び認証標準物質(CRM)には，参照標準，校正用標準物質，参照標準物質(SRM)，品質管理用物質を含め，多数の名称が存在する。JIS Q 17034は，標準物質生産者(RMP)に関する追加情報を含んでいる。JIS Q 17034の要求事項を満たすRMPは，能力があるとみなされる。JIS Q 17034の要求事項を満たす生産者から入手した標準物質には，製品情報シート／認証書が添えられている。そこには，その他の特性にとともに，規定特性の均質性及び安定性が記載されており，認証標準物質については，更に認証値及び付随する測定不確かさ並びに計量トレーサビリティをもつ規定特性が記載されている。注記２JIS Q 0033は，標準物質の選択及び使用に関する手引きを提供する。ISO Guide 80は，内部で品質管理用物質を生産するための手引きを提供する。 |  | □JISで規定された設備及びそれに付随する測定装置，標準器等が利用可能である。 |  |
| 6.4.2 | 　ラボラトリが自身の恒久的な管理下にない設備を使用する場合は，この規格の設備に関する要求事項が満たされることを確実にしなければならない。 |  | □恒久的管理下にない設備（レンタル品・リース品を含む）についても，この規格の要求事項を満たすよう管理している。 |  |
| 6.4.3 | 　ラボラトリは，設備が適正に機能することを確実にするため及び汚染又は劣化を防止するために，設備の取扱い，輸送，保管，使用及び計画的保守の手順をもたなければならない。 |  | □設備管理の手順を有している。 |  |
| 6.4.4 | 　ラボラトリは，設備を業務使用に導入する前又は業務使用に復帰させる前に，規定された要求事項への適合を検証しなければならない。 |  | □新規導入設備や一時的に管理下から離脱（修理や他者に貸与等）した設備に対し，試験に供する前に要求事項への適合性を検証している。 |  |
| 6.4.5 | 　測定に使用される設備は，妥当な結果を得るために必要な測定の精確さ及び／又は測定不確かさを達成する能力をもたなければならない。 |  | □JISで要求される仕様を満足している。 |  |
| 6.4.6 | 　測定設備は，次の場合に校正されなければならない：－　測定の精確さ又は測定不確かさが，報告された結果の妥当性に影響を与える。－　その設備の校正が，報告された結果の計量トレーサビリティを確立するために要求される。注記　報告された結果の妥当性に影響を及ぼす設備には，次が含まれ得る。－　測定対象量の直接測定に使用される設備。例えば，質量の測定を行うために，はかりを使用する場合；－　測定値の補正に使用される設備。例えば，温度測定。－　複数の量から計算された測定結果を得るために使用される設備。 |  | □試験結果に影響を及ぼす設備を校正している。 |  |
| 6.4.7  | ラボラトリは，校正プログラムを確立しなければならない。その校正プログラムは，校正状態についての信頼を維持するため，見直され，必要に応じて調整されなければならない。 |  | □校正方法，校正周期等が明確である。□校正結果を踏まえ，必要に応じて校正周期等を見直している。 |  |
| 6.4.8  | 校正が必要な全ての設備又は有効期間が定められた全ての設備は，設備の使用者が校正状態又は有効期間を容易に識別できるように，ラベル付けを行うか，コード化するか，又はその他の方法で識別しなければならない。 |  | □校正状態又は有効期間が容易に識別できる状態にある。 |  |
| 6.4.9  | 過負荷又は誤った取扱いを受けた設備，疑わしい結果を生じる設備，又は欠陥をもつ若しくは規定の要求事項を満たさないことが認められた設備は，業務使用を停止しなければならない。その設備は，それが正常に機能することが検証されるまで，使用を防止するため隔離するか，又は業務使用停止中であることを示す明瞭なラベル付け若しくはマーク付けを行わなければならない。ラボラトリは，不具合又は規定された要求事項からの逸脱の影響を調査し，不適合業務の管理の手順を開始しなければならない(7.10参照)。 |  | □不良設備が，誤使用されないよう管理している。□不良設備に対する影響度調査を行い，必要な場合，不適合業務として処理している。 |  |
| 6.4.10  | 　設備の性能についての信頼を維持するために中間チェックが必要な場合には，これらのチェックは手順に従って実施しなければならない。 |  | □必要な場合，中間チェックを手順に従って実施している。 |  |
| 6.4.11  | 校正及び標準物質データに参照値又は補正因子が含まれる場合，ラボラトリは，規定された要求事項を満たすために，必要に応じて，参照値及び補正因子が更新され，有効に使用されることを確実にしなければならない。 |  | □参照値及び補正因子を有効に使用している。 |  |
| 6.4.12  | ラボラトリは，意図しない設備の調整によって結果が無効となることを防ぐために，実行可能な対策を講じなければならない。 |  | □結果が無効となる調整等を防止する対策を講じている。 |  |
| 6.4.13  | 　ラボラトリ活動に影響を与え得る設備の記録を保持しなければならない。記録には，適用可能な場合，次の事項を含めなければならない。a)ソフトウェア及びファームウェアのバージョンを含む，設備の識別b)製造業者の名称，型式の識別及びシリアル番号又はその他の固有の識別c)設備が規定された要求事項に適合していることの検証の証拠d)現在の所在場所e)校正の日付，校正結果，調整，受入基準及び次回校正の期日又は校正の周期f)標準物質の文書，結果，受入基準，関連する日付及び有効期間g)設備の機能に該当する場合は，保守計画及びこれまでに実施された保守h)設備の損傷，機能不良，改造又は修理の詳細 |  | 以下の事項を含めた記録を保持している。□設備の識別□製造業者の名称，型式等固有の識別□設備の受入検査□所在場所□校正の日付，校正結果，調整，受入基準及び次回校正の期日又は校正の周期□標準物質の文書，結果，受入基準，関連する日付及び有効期間□点検記録□改造又は修理歴 |  |
| 6.5 計量トレーサビリティ |
| 6.5.2 | 　ラボラトリは，次のいずれかを通じて，測定結果が国際単位系(SI)にトレーサブルであることを確実にしなければならない。a)能力のあるラボラトリから提供される校正。 注記１この規格の要求事項を満たすラボラトリは，能力があるとみなされる。b)能力のある生産者から提供された，表明されたSIへの計量トレーサビリティを伴った認証標準物質の認証値。注記２JIS Q 17034の要求事項を満たす標準物質生産者は，能力があるとみなされる。c)直接的に又は間接的に，国家標準又は国際標準との比較によって確認がなされたSI単位の直接的実現。注記３幾つかの重要な単位の定義の現実的な実現方法の詳細は，SI文書に記載されている。 |  | 試験所は，次のいずれかを通じて，測定結果がSIにトレーサブルであることを実証すること。□JIS Q 17025認定機関による校正□JIS Q 17034認定機関によるSIにトレーサブルな標準物質の認証値□JIS Q 17025認定機関以外の校正機関による校正なお，SIにトレーサブルであることの実証が技術的に不可能である場合，試験所は，次のいずれかを通じて，測定結果が計量参照へトレーサブルであることを実証すること。□JIS Q 17034認定機関による標準物質の認証値□その他，適切な比較によって確認された測定手順，方法，合意標準の結果 |  |
| 6.5.3  | 　SI単位に対する計量トレーサビリティが技術的に不可能である場合，ラボラトリは，例えば次のような適切な計量参照への計量トレーサビリティを実証しなければならない。a)能力のある生産者から提供された認証標準物質の認証値。b)明確に記述され，意図した用途に合致した測定結果を提供するものとして受け入れられており，適切な比較によって確認がなされた参照測定手順，規定された方法又は合意標準の結果。 |  |  |
| 7.2 方法の選定，検証及び妥当性確認／7.2.1 方法の選定及び検証 |
| 7.2.1.2 | 　全ての方法，手順，並びにラボラトリ活動に関連する指示書，規格，マニュアル及び参照データなどの支援文書は，最新の状態で維持し，要員がいつでも利用できるようにしなければならない(8.3参照)。 |  | □試験に用いる全ての文書を最新の状態で維持している。□要員がいつでも利用できる状態である。 |  |
| 7.2.1.3 | 　ラボラトリは，有効な最新版の方法を用いることが不適切又は不可能でない限り，それを確実にしなければならない。必要な場合には，矛盾のない適用を確実にするため，詳細事項の追加によって方法の適用を補足しなければならない。注記　ラボラトリ活動の実施方法について，国際規格，地域規格若しくは国家規格又は十分で簡潔な情報を含むその他の広く認められている仕様書が，そのままラボラトリの実施要員が使用できるように書かれている場合には，内部手順書として補足したり，書き直したりする必要はない。その方法の中での操作の選択又は詳細な補足のために，追加の文書を用意する必要があり得る。 |  | □最新版のJISを試験に採用している。□必要な場合，補足資料（設備の取扱説明書や要領書）を整備している。 |  |
| 7.4 試験・校正品目の取扱い |
| 7.4.1  | 　ラボラトリは，試験・校正品目の完全性並びにラボラトリ及び顧客の利益を保護するために必要な全ての規定を含め，試験・校正品目の輸送，受領，取扱い，保護，保管，保留及び処分又は返却のための手順をもたなければならない。ラボラトリは，試験又は校正のための取扱い，輸送，保管/待機及び準備の間に品目が劣化，汚染，損失又は損傷を受けることを防止するための予防策をとらなければならない。試験・校正品目に添えられた取扱いの指示に従わなければならない。 |  | 試験品目に関する以下の手順を有している。□輸送□受領□取扱い□保護□保管□保留□処分又は返却□試験品目が結果の妥当性に影響しないよう管理している。 |  |
| 7.4.2 | 　ラボラトリは，試験・校正品目の明確な識別のためのシステムをもたなければならない。この識別は，当該品目がラボラトリの責任下にある間，維持されなければならない。識別システムは，品目の物理的な混同又は記録若しくはその他の文書で引用する際の混同が起こらないことを確実にしなければならない。識別システムは，適切ならば品目又は品目のグループの小分け及び品目の移送に対応しなければならない。 |  | □試験品目が混同しないよう明確に識別している。 |  |
| 7.4.3 | 　試験・校正品目を受領した際，規定された状態からの逸脱を記録しなければならない。品目の試験・校正に対する適性に何らかの疑義がある場合，又は品目が添えられた記述に適合しない場合，ラボラトリは，業務を進める前に更なる指示を求めて顧客に相談し，この相談の結果を記録しなければならない。顧客が，規定された状態からの逸脱を認めながらその品目の試験又は校正を要求する場合，ラボラトリは，その逸脱によってどの結果が影響を受けるおそれがあるのかを示した免責条項を報告書に含めなければならない。 |  | □規定された状態からの逸脱を記録している。□試験品目に疑義がある場合，顧客と相談し，内容を記録している。□結果の信頼性が損なわれるおそれがある場合，その旨を報告書に含めている。 |  |
| 7.4.4  | 規定された環境条件下で品目を保管又は調整する必要がある場合は，これらの条件を維持し，監視し，記録しなければならない。 |  | □試験品目の環境条件を維持し，監視し，記録している。 |  |
| 7.6 測定の不確かさの評価　※１ |
| 7.6.3 ※１ | 試験を実施するラボラトリは，測定不確かさを評価しなければならない。試験方法によって，厳密な測定不確かさの評価が出来ない場合，原理の理解又は試験方法の実施に関する実際の経験に基づいて推定しなければならない。注記１広く認められた試験方法が測定不確かさの主な要因の値に限界を定め，計算結果の表現形式を規定している場合には，ラボラトリは，試験方法及び報告方法の指示に従うことによって，7.6.3を満足しているとみなされる。注記２結果の測定不確かさが確立され，検証されている特定の方法に関して特定された重大な影響因子が制御されていることをラボラトリが実証できる場合，個々の結果について測定不確かさを評価する必要はない。注記３さらに詳しい情報については，ISO/IEC Guide 98-3，JIS Z 8404-1及びJIS Z 8402規格群を参照。 |  | □測定不確かさを評価（出来ない場合は推定）している。 |  |
| 7.11 データの管理及び情報マネジメント |
| 7.11.2 | 　データの収集，処理，記録，報告，保管又は検索に使用されるラボラトリ情報マネジメントシステムは，導入の前に，ラボラトリによって，ラボラトリ情報マネジメントシステム内のインターフェースが適正に機能していることを含め，機能性の妥当性を確認しなければならない。ラボラトリ情報マネジメントシステムは，ラボラトリによるソフトウェアの設定変更又は市販の既製ソフトウェアの変更を含め，変更が行われる場合には，使用前に承認し，文書化し，妥当性を確認しなければならない。 注記１この規格において，“ラボラトリ情報マネジメントシステム”には，電子化　されたシステム及び電子化されていないシステムの両方に含まれるデータ並びに情報の管理が含まれる。要求事項によっては，電子化されていないシステムより電子化されているシステムに適用しやすくなる。注記２一般的に使用されている市販の既製ソフトウェアは，設計上の適用範囲においては，十分に妥当性が確認されているとみなすことができる。 |  | □情報システム（ワークステーション，統括管理システム，表計算ソフト等）は，業務に使用する前に機能の妥当性確認を行っている。□情報システムを変更した場合，使用前に承認し，文書化し，妥当性を確認している。 |  |
| 7.11.3 | 　ラボラトリ情報マネジメントシステムは，次の条件を満たさなければならない。a)無許可のアクセスから保護されている。b)不正な書き換え及び損失から防護されている。c)提供者若しくはラボラトリの仕様に適合する環境の中で運用されているか，又は，電子化されていないシステムの場合は，手書きの記録及び転記の正確さを確保する条件を備える環境の中で運用されている。d)データ及び情報の完全性を確実にする方法で維持されている。e)システム障害及びそれに対する適切な応急処置及び是正処置を記録することを含む。 |  | 情報システムは，以下の条件を満たしている。□無許可のアクセスから保護□不正な書き換え及び損失からの保護□仕様に適合する環境の中での使用（手書き記録の場合，生データを保管している）□データ及び情報の完全性□システム障害に対する応急処置及び是正処置 |  |
| 7.11.4 | 　ラボラトリ情報マネジメントシステムが，異なる場所(off-site)で管理及び保守されているか，又は外部提供者を通じて管理及び保守されている場合，ラボラトリは，システムの提供者又は操作者が，この規格の適用される全ての要求事項に適合することを確実にしなければならない。 |  | □試験所の管理下にない情報システムであっても，この規格の要求事項を満たしている。 |  |
| 7.11.5 | 　ラボラトリは，ラボラトリ情報マネジメントシステムに関連する指示書，マニュアル及び参照データを要員がいつでも利用できることを確実にしなければならない。 |  | □情報システムに関連する指示書，マニュアル等が，いつでも利用できる状態にある。 |  |
| 7.11.6 | 　計算及びデータ転送は，適切かつ系統的な方法でチェックを行わなければならない。 |  | □データの計算，転記については，適切な方法でチェックが行われている。 |  |
| ※１：認証対象となるJISに，不確かさの算定及び試験結果への適用が規定されていない場合は，適合性確認の対象外とする。 |
| 【備　考】 |

**８．他法令適合性等誓約書**

　　年　　月　　日

一般財団法人　日本建築総合試験所

理事長　　上谷　宏二 　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　社印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

他法令適合性等誓約書

　　　　　年　　月　　日付の定期の認証維持審査申請書（品目名：　　　　　　　　　　　　　　　　）の提出にあたり申請工場は、都市計画法、建築基準法および宅地造成法ならびに環境基本法等の立地・操業に係わる関係法規に適合していることを確認しました。

なお、認証後、当該工場が上記関連法規に違反していることが判明した場合は、貴認証機関には一切迷惑をかけず、その解決に努力します。

以　　上

|  |
| --- |
| **登記簿****（履歴事項又は現在事項全部証明書）****（６ヶ月以内でかつ最新事項のもの）** |